

養護が必要と判断される者を保護する制度です

養護老人ホームへの入所のご案内

入所を希望する方とご家族の皆様へ

◇ 養護老人ホームとは

原則65歳以上の方で、環境上の理由（家庭環境・住環境）および経済的理由により、在宅において日常生活を営むことが困難な方について、老人福祉法に基づいてお住まいの市区町村が入所措置する施設です。

入院治療や常時介護の必要がなく、自立生活が可能な心身状態の方が対象となります。

入所希望（市内にお住まいの方）の場合は、小樽市福祉保険部福祉総合相談室が申し込み窓口となります。



小樽市 福祉保険部 福祉総合相談室

令和8年1月現在

養護老人ホームを申し込む前にできること

生活困窮なら

福祉相談グループ

・生活保護 ・福祉制度

居宅生活が不自由になったら

介護申請

介護認定

要支援

要介護

非該当

◎在宅生活が基本です。様々な在宅サービスを活用ください

● 介護保険サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・通所介護(デイサービス)
- ・訪問看護 ・通所リハビリテーション(デイケア)

● その他の福祉サービス

- ・緊急通報システム導入経費助成 ・独居高齢者等給食サービス
- ・在宅復帰支援型ヘルパー派遣 ・在宅寝たきり高齢者等理美容サービス
- ・はいかい高齢者位置情報検索システム導入経費助成 ・福祉除雪 他

居宅生活が無理なら・・・

◎様々な施設を検討し、入所を進めてください。

● 介護保険施設(グループホーム、老健、特養、ショートステイ他)

● 有料老人ホーム ● サービス付き高齢者向け住宅 ● 軽費老人ホーム ● 他

上記施設に入所できない等の理由があれば・・・

養護老人ホームへの措置入所検討

◇ 養護老人ホーム入所要件 ◇

[簡易チェック表]

●の項目がすべて当てはまる方が対象です。（□に✓チェック）

【●所在(年齢)状況】 ※必須

- 小樽市在住（住民登録あり）の満65歳以上の方

【●健康状態】 ※必須

- 医療機関での長期入院状態になく、入院加療を要しない方

【●介護状態】 ※必須

- 常時の介護・見守りを必要としない方

【●環境状況】 ※1つ以上必須

- 身寄りがいない 同居者との関係不良
- 世話を行なう援護者（介助者）等がないか、
又は適切に行なうことができない。
- 住宅環境が劣悪もしくは身体状況に合わない状態

【●収入状況】 ※どちらか必須

- 生活保護世帯
- 本人及び同居人含め市民税所得割非課税者。
ただし、同居していなくても税扶養や健康保険の扶養を
している方がいる場合、その方も含め所得割非課税者。

【●本人の入所意思】 ※必須

- 本人がすぐに入所したいと強く望んでいること

※入所判定後、6か月以内の入所を目途としていますので、
すぐの入所を希望としないものについては入所意思がない
ものと判断いたします。

措置入所の流れ

申請要件

要件を充たしていること

【所在(年齢)状況】 【健康状態】 【介護状態】
【環境状況】 【収入状況】 【本人の入所意思】

※ 前ページ参照

書類受取先

**担当
窓口**

小樽市役所 本館 1階 3番窓口

福祉総合相談室 地域包括ケアグループ

電話：32-4111 (内線313)

※書類提出の前に、施設見学をしてください。

提出書類の準備

②については病院にて健康診断を受けてください。

④、⑤については戸籍住民課にて取得してください。

①入所申出書

②健康診断書(養護老人ホーム入所用)

③同意書

④住民票(全員)

※同居の方(世帯が別であっても)、すべての方が対象です。

⑤戸籍全部事項証明書(謄本)

書類提出先(担当窓口へ)

必ずご持参ください(郵送不可)

(入所判定月⇒提出締切)

4月入所判定⇒2月末 7月入所判定⇒5月末

10月入所判定⇒8月末 1月入所判定⇒11月末

面談

面談日及び面談場所は電話にて連絡いたします。

入所判定委員会

年4回(4月・7月・10月・1月)の開催予定
措置の可否について判定

決定・通知

入所判定委員会の報告を受けて、小樽市が入所措置の可否を決定

施設の待機者リストへ登録


連絡がくるまで待機

養護老人ホーム入所についての注意点

ご本人は入所希望の施設を見学されましたか？

◇養護老人ホームは施設ごとに、設備・規模・規則が異なります。そのため、施設によって「出来ること」・「出来ないこと」が異なります。入所判定で「可」の判定となった方であっても、施設によっては、入所受入ができない場合もありますので、事前にご希望の施設を見学されることが望ましいです。また、ご家族や関係者の判断だけで申し込まれていませんか？ご本人が入所を希望されない場合、最終的に入所はできません。ご本人含め、皆様で話し合いをし、ご本人がご承知の上、お申込ください。

【※入院等が発生した場合に備えて…連絡窓口となってもらえる方(身元引受人)は事前に話し合ってください。】

入所判定可  **入所可**

入所するまでの期間が異なりますのでご注意ください。

◇各施設の待機者の状況により、待機期間も異なります。また、原則、申し込み順に入所案内をすすめておりますが、入所希望者の身体状況等によっては、入所案内が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご自身にあった施設を選択してください。

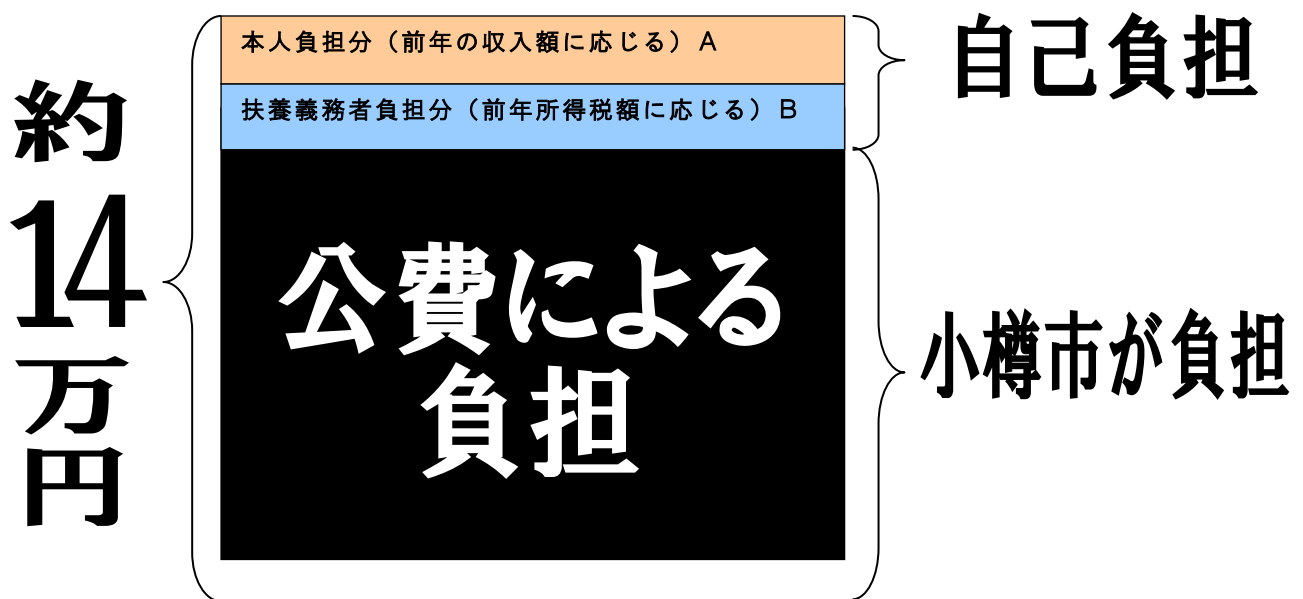
◇北海道内には、視覚障害や聴覚障害に対応した施設がありますので、身体状況にあった施設をお選びいただくことが望ましいです。また、入所希望者が要介護3以上である場合、養護老人ホームでは、介護度が高い方へ対応するための設備・人員配置等が整っていないことが多く、受入れが難しいと考えられますので、特別養護老人ホームへの入所をご検討ください。その他、認知症の程度が高い方の場合については、グループホーム等の施設への入所をご検討ください。

入所費用の負担について

養護老人ホームの入所に掛かる費用は一人当たり月額約14万円程度になります。入所の対象は、市民税均等割以下の世帯としているため、収入状況に応じた負担金を設定し、最低限の入所費用を負担していただくことで入所できるように配慮しております。

入所費用（自己負担分）については、施設入所後に決定します。（※収入判定に際しては、原則通帳のコピーをご提出いただくほか、源泉徴収票等の必要書類をご用意いただきます。）負担金額が決定次第、口座振替（毎月末日引落とし）または納付書でお支払いいただきます。納付書払いをご希望の場合は、各月の納期までに指定の金融機関でお支払いいただきます。なお、納付書の送付は、年に2回です（4月に6月までの3か月分、7月に翌年3月までの9か月分）。

施設入所に掛かる費用負担のイメージ図



※入所費用（自己負担分）の中には、健康保険料・介護保険料・医療費・介護サービス利用料等については含まれておりませんので、別途、各自でお支払いが必要となります。

※施設ごとに付随する提供サービスが異なりますので、その他発生する可能性がある費用については、各施設にてご確認ください。

例）小樽育成院の場合・・・洗濯については、共同の洗濯機をご自身でご利用いただきます。ご自身で洗濯が行えないなどの理由で、業者を利用する場合には、入所費用の他に自己負担が発生します。

入所者本人の負担額について A

養護老人ホームに入所される方には、前年の収入に応じた費用の負担をしていただきます。

入所者本人の負担金については、入所以降毎年、前年の収入額を収入申告書により提出していただき、下記の表に照らし合わせて、7月から翌年6月までの負担金を決定します。そのため、負担金額が、前年の収入により、毎年変わる場合があります。

※収入については、公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、障害者年金、恩給等)、個人年金、企業年金等の定期的な収入の他、資産売却により発生した収入等も含まれますのでご注意ください。なお、収入判定の際には、原則通帳のコピーをご提出いただくほか、源泉徴収票等の必要書類をご用意いただきます。

階層	収入額(年額)	負担金額	階層	収入額(年額)	負担金額
1	0円～270,000円	0円	22	720,001～760,000	37,500円
2	270,001～280,000	1,000	23	760,001～800,000	39,800
3	280,001～300,000	1,800	24	800,001～840,000	41,800
4	300,001～320,000	3,400	25	840,001～880,000	43,800
5	320,001～340,000	4,700	26	880,001～920,000	45,800
6	340,001～360,000	5,800	27	920,001～960,000	47,800
7	360,001～380,000	7,500	28	960,001～1,000,000	49,800
8	380,001～400,000	9,100	29	1,000,001～1,040,000	51,800
9	400,001～420,000	10,800	30	1,040,001～1,080,000	54,400
10	420,001～440,000	12,500	31	1,080,001～1,120,000	57,100
11	440,001～460,000	14,100	32	1,120,001～1,160,000	59,800
12	460,001～480,000	15,800	33	1,160,001～1,200,000	62,400
13	480,001～500,000	17,500	34	1,200,001～1,260,000	65,100
14	500,001～520,000	19,100	35	1,260,001～1,320,000	69,100
15	520,001～540,000	20,800	36	1,320,001～1,380,000	73,100
16	540,001～560,000	22,500	37	1,380,001～1,440,000	77,100
17	560,001～580,000	24,100	38	1,440,001～1,500,000	81,100
18	580,001～600,000	25,800	39	1,500,001円以上	150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切捨て) ※現在、費用徴収基準 月額の上限は、14万円と しています。
19	600,001～640,000	27,500			
20	640,001～680,000	30,800			
21	680,001～720,000	34,100			

主たる扶養義務者の負担について B

主たる扶養義務者とは・・・

民法で定められた扶養する義務が課せられた者になります。

(※扶養しなければならない者について負担を求めるものです。)

「主たる扶養義務者」については、被措置者の扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）のうち、

原則、同一生計にあると認められる者で、

- ①配偶者
- ②直系血族の子ども（養子縁組も含みます。）

の中から主たる扶養義務者として認定します。

ただし、同一生計ではなくとも、下記の条件に当てはまる①配偶者
②直系血族の子どもについても主たる扶養義務者として認定します。

- (A) 健康保険の被扶養者、税法上の扶養親族としている者
- (B) 給与計算上、扶養親族として扶養手当の対象としている者
※同一世帯に2人以上の扶養義務者がいる場合（被措置者よりも収入が少なくとも対象となります。）、その中で、最多納税額者を扶養義務者とします。
- (C) 仕送り等の援助をし、生計を維持していると考えられる者
- (D) 不動産等の生前譲与を受けるなど、経済的（資産面）に関わりのある者

【参考】

第七章 扶養

(扶養義務者)

民法第八百七十七条

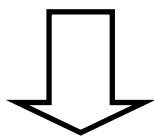
- 1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
 - 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
-

主たる扶養義務者の負担について B

扶養義務者の負担金については、入所以降毎年、現年度分市町村民税額、前年分所得税額を申告書により提出していただき、下記の表に照らし合わせて、7月から翌年6月までの負担金を決定します。そのため、負担金額が、前年の税額により毎年変わる場合があります。

	所得税額(年額)	負担金額
生活保護法による被保護者 (単給を含む)	—	0円
所得税が非課税の者	—	0
所得税が課税の者 ※負担額は所得税額が左記の場合によつて異なる	30,000円以下	9,000
	30,001～80,000	13,500
	80,001～140,000	18,700
	140,001～280,000	29,000
	280,001～500,000	41,200
	500,001～800,000	54,200
	800,001～1,160,000	68,700
	1,160,001～1,650,000	85,000
	1,650,001～2,260,000	102,900
	2,260,001～3,000,000	122,500
	3,000,001～3,960,000	143,800
	3,960,001～5,030,000	166,600
	5,030,001～6,270,000	191,200
6,270,001円以上	市長が別に定める額	

養護老人ホームについてご不明な点がありましたら
下記の担当窓口まで、お問合せください。



お問合せ先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市福祉保険部 福祉総合相談室 地域包括ケアグループ

【小樽市役所 本庁本館1階 ③番窓口】

(正面玄関入ってすぐ左へ曲がり、一番奥の③番窓口)

電話 0134-32-4111 内線 313

【本庁本館1階】

